

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第十三条第三項の規定による電磁的方法による重要事項の提供等を定める規則の一部を改正する規則（案）の概要

1 改正の理由及び内容

老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームについて、社会福祉法第65条により、県は軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（以下「基準」という。）に基づいて、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例を定めています。また、施設から入所申込者等へ重要事項を記した文書を交付する際の媒体については、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第十三条第三項の規定による電磁的方法による重要事項の提供等を定める規則（以下「規則」という。）で定めています。

今般、当該媒体について、基準が磁気ディスク等に限らず、広く対象となるよう電磁的記録に係る記録媒体とする改正が行われたことから、規則においても同様の改正をすることとします。

2 施行予定日

令和7年3月施行予定